

公共交通事業者燃料価格高騰対策 支援補助金について



●目的

市民生活を支える公共交通事業者（地域住民の足である路線バス・タクシー事業者）に対し、急激な燃料費の上昇による影響を抑制するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、燃料価格高騰相当分を一部補助する。

●補助対象事業者

- ・路線バス事業者：道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者
ただし、地方公営企業及び高速バス路線事業者は除く
- ・タクシー事業者：道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者のうち、尼崎市内に営業所を有する者（法人・個人共）
ただし、福祉輸送事業限定等特定用途の場合は除く

●補助対象期間

令和4年2月～9月末まで

●申請期間

令和4年11月頃～令和5年1月末まで（予定）



1 路線バス事業者

- 補助金額：補助対象期間における尼崎市域内での走行距離等から算出される金額
- 算定方法【概要】：
（走行距離等から算出される燃料使用量）
×（燃料価格高騰単価相当分）
－（兵庫県補助金）



2 タクシー事業者

- 補助金額：尼崎市内の営業所に配置されている車両に対し、1台当たり6千円（固定額）

